

議案第 19 号 北海道職員等退職手当基金条例案

北海道職員等退職手当基金条例

(設置)

第1条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）に基づく退職手当（北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条に規定する年齢60年以上退職者に係るものに限る。）の支給に要する経費の財源に充てるため、北海道職員等退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する退職手当の支給に要する経費に充てるために使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

北海道職員等の定年の段階的な引上げにより退職手当の支給額が年度間で大幅に増減することが見込まれることに鑑み、退職手当の支給に要する経費の財源に充てるための基金として、北海道職員等退職手当基金を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 20 号 北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計条例案

北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計条例

(設置)

第1条 中小企業高度化資金の貸付け等に関する経理を明確にするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この特別会計においては、貸付金の償還金（当該貸付金に係る違約金を含む。）、一般会計からの繰入金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、貸付金、一般会計への繰出金、借入金の償還金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第10条第1項の規定により設置された北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計に属する権利義務は、北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計に帰属するものとする。

説 明

小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止により北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計を廃止することに伴い、貸付事業の経理を引き続き明確にするよう、北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 21 号 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例案

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部
を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

北海道職員の特殊勤務手当について、医学研究調査手当に係る特例措置を延
長することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 22 号 北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「7,056人」を「6,924人」に改め、同号イ中「1,216人」を「1,194人」に改め、同条第9号ア中「3,856人」を「3,814人」に改め、同号イ中「1,240人」を「1,208人」に改め、同条第10号中「92人」を「83人」に改め、同条第11号ア中「2万2,634人」を「2万2,534人」に改め、同号イ中「1,335人」を「1,311人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 23 号 北海道科学技術振興条例の一部を改正する条例案

北海道科学技術振興条例の一部を改正する条例

北海道科学技術振興条例（平成20年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

本道の科学技術の振興に資するよう、その対象となる科学技術の範囲に人文科学のみに係るものを加えることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 24 号 北海道地球温暖化防止対策条例の一部を改正する 条例案

北海道地球温暖化防止対策条例の一部を改正する条例

北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「地球温暖化対策推進計画等」を「ゼロカーボン北海道推進計画等」に、「地球温暖化対策等」を「地球温暖化対策」に、「第15条」を「第17条」に、「地球温暖化防止行動の促進（第16条）」を「交通に関する地球温暖化対策（第18条―第21条の2）」に、「環境物品等の購入等の促進（第17条）」を「機械器具に関する地球温暖化対策（第22条・第23条）」に、「自動車使用」を「建築物」に、「第18条―第21条」を「第24条―第27条の2」に、「機械器具に係る」を「再生可能エネルギーの利用に関する」に、「第22条・第23条」を「第28条―第31条」に、「建築物に関する地球温暖化対策（第24条―第27条）」を「温室効果ガスの吸収作用及び固定作用の保全等（第32条―第34条）」に、「再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策（第28条―第31条）」を「気候変動適応に関する施策（第35条・第36条）」に、「森林の保全及び整備等に関する地球温暖化対策（第32条）」を「ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等（第37条・第38条）」に、「地球温暖化の防止に関する理解の促進（第33条・第34条）」を「ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等（第39条・第40条）」に、「本道を取り巻く環境に適した地球温暖化防止の取組（第35条―第37条）」を「温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の転換（第41条―第46条）」に、「第38条―第44条」を「第47条―第54条」に改める。

前文のうち第2項及び第3項を次のように改める。

平成20年7月7日から開催された北海道洞爺湖サミットでは、地球温暖化防止対策について、世界全体で取り組む必要があるとの認識が合意され、また、平成27年に採択された「パリ協定」では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5度高い水準までのものに制限するための努力を継続することが掲げられた。

こうした情勢を踏まえ、道においては、令和2年3月、西暦2050年までに温室

効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指すことを国に先駆けて表明し、ゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組むことを決意した。

前文に次の2項を加える。

このゼロカーボン北海道を西暦2050年までに実現するためには、道民、事業者、市町村など全ての関係者が、環境・経済・社会を統合的に向上させることの意義を共有し、総力を挙げて取組を進めていかなければならない。

このような考え方に立って、豊かで美しい自然環境を有するこの北の大地を将来の世代に引き継ぎ、我が国のみならず、世界の地球温暖化防止対策に貢献していくため、この条例を制定する。

第1条中「地球温暖化の防止が本道の特色ある優れた自然及び風土を守り、本道が持つ魅力を向上していくことに繋がることを踏まえ、本道における地球温暖化対策に関し、道、事業者及び道民」を「地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現（以下「ゼロカーボン北海道の実現」という。）に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者、道民及び観光旅行者等」に、「地球温暖化対策の基本的な」を「道の施策の基本となる」に改め、「、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）」を削り、「地球温暖化対策の更なる推進を図り」を「ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進し」に改める。

第2条第5号中「もの」の次に「(以下これらを「再生可能エネルギー源」という。）」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「の抑制」を「の量の削減」に、「温室効果ガスの排出抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) ゼロカーボン北海道 地球温暖化対策の推進によりゼロカーボン（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれていることをいう。以下同じ。）が実現されるとともに、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる北海道のことをいう。

第2条に次の2号を加える。

- (7) 気候変動影響 地球温暖化その他の気候の変動に起因して、人の健康又は

生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

- (8) 気候変動適応 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

第2条の次に次の1条を加える。

(基本理念)

第2条の2 ゼロカーボン北海道の実現は、次に掲げる事項を基本とした取組により推進されなければならない。

- (1) 道民、道、事業者などの全ての関係者の自主的かつ積極的な参加及び密接な連携の下に行われること。
- (2) 環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上を統合的に推進する必要があるとの認識の下に行われること。
- (3) 道内に豊富に存在する再生可能エネルギー源、森林その他の地域資源の有効な活用が図られること。

第3条第1項中「道は、」を「道は、前条に定める基本理念にのっとり、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する」に、「地球温暖化対策」を「施策」に改め、同条第2項中「地球温暖化対策の策定」を「ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する施策の策定又は実施」に、「市町村」を「国、市町村」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「事業者」を「市町村、事業者」に、「による地球温暖化の防止を図るための」を「が実施するゼロカーボン北海道の実現に向けた」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「温室効果ガスの排出抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の5項を加える。

- 4 道は、事業者及び道民のゼロカーボン北海道の実現に向けた行動変容及び自主的かつ積極的な取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 道は、大学その他試験研究機関と連携し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献する専門的な知識又は技術を有する人材の育成を図るものとする。
- 6 道は、ゼロカーボン北海道の実現に資する調査研究及び技術開発の促進並びに産業の育成及び振興を図るものとする。

7 道は、道民の生涯にわたる地球温暖化その他の環境に関する教育を推進し、及び道民の学習機会を提供するものとする。

8 道は、事業者及び道民のゼロカーボン北海道に対する理解を深め、及びゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を促進するための分かりやすい情報の提供を行うものとする。

第4条第1項中「地球温暖化に関する」を「ゼロカーボン北海道に対する」に、「温室効果ガスの排出抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第2項中「道」を「国、道及び市町村」に、「地球温暖化対策に協力するものとする」を「ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に協力しなければならない」に改める。

第5条第1項中「地球温暖化の防止に関する」を「ゼロカーボン北海道に対する」に、「温室効果ガスの排出抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第2項中「道が」を「国、道及び市町村が」に、「地球温暖化対策に協力するものとする」を「ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に協力しなければならない」に改める。

第6条の見出し中「協力」を「責務」に改め、同条中「者」を「者（以下「観光旅行者等」という。）」に、「温室効果ガスの排出抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「に協力する」を「を自主的かつ積極的に講ずるよう努める」に改め、同条に次の1項を加える。

2 観光旅行者等は、国、道及び市町村が実施するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に協力するものとする。

第7条を次のように改める。

（年次報告）

第7条 知事は、毎年、議会に、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関して講じた施策について、報告しなければならない。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 ゼロカーボン北海道推進計画等

第8条の見出しを「(ゼロカーボン北海道推進計画)」に改め、同条第1項中「地球温暖化対策を」を「ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を」に、「地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策推進計画」を「ゼロカーボン

北海道の実現に向けた取組の推進に関する計画（以下「ゼロカーボン北海道推進計画」に改め、同条第2項中「地球温暖化対策推進計画」を「ゼロカーボン北海道推進計画」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「地球温暖化対策」を「ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、同項第1号中「抑制」を「量の削減」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 計画期間

第8条第3項から第6項までの規定中「地球温暖化対策推進計画」を「ゼロカーボン北海道推進計画」に改める。

第9条の見出し中「地球温暖化対策」を「ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組」に改め、同条中「地球温暖化対策推進計画」を「ゼロカーボン北海道推進計画」に改める。

第10条第1項中「地球温暖化対策推進計画」を「ゼロカーボン北海道推進計画」に改める。

第11条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同項第1号及び第3号中「温室効果ガスの排出抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第3章の章名中「地球温暖化対策等」を「地球温暖化対策」に改める。

第12条を次のように改める。

(事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等)

第12条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を把握するとともに、省エネルギー（エネルギーを効率的に使用することをいう。）の推進、再生可能エネルギーの導入その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

2 道は、事業者による自主的な温室効果ガスの排出の量の削減等の取組の促進を図るため、温室効果ガスの排出の量の把握の方法その他自主的な取組の推進に資する情報の提供を行うものとする。

第4章及び第5章を削る。

第15条中「第13条第1項若しくは第3項」を「第14条第1項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「又は前条」を「、第15条」に、「があった」を「又

は前条第1項の規定による事業者排出量簡易報告書の提出があった」に改め、第3章中同条を第17条とする。

第14条の見出しを「(事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の作成等)」に改め、同条中「又は第3項」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「事業者削減等計画書」を「事業者温室効果ガス削減等計画書」に、「以下」を「第17条において」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特定事業者以外の事業者による事業者排出量簡易報告書の作成等)

第16条 特定事業者以外の事業者は、規則で定める期間ごとに、次項各号に掲げる事項を記載した報告書(同項及び次条において「事業者排出量簡易報告書」という。)を作成し、知事に提出することができる。

2 事業者排出量簡易報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 特定事業者以外の事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 事業活動に伴い使用したエネルギーの量又は排出した温室効果ガスの量
- (3) その他規則で定める事項

第13条第1項中「者(以下)」を「者(次項第1号及び第16条において)」に、「地球温暖化対策指針に基づき、次項各号」を「同項各号」に改め、同条第2項第3号中「温室効果ガスの排出の抑制を図る」を「温室効果ガスの排出の量の削減等の目標及び当該目標を達成する」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 再生可能エネルギーの導入の目標及び当該目標を達成するために講ずる措置

第13条第3項を削り、同条第4項中「又は前項」を削り、「第2項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(カーボン・オフセットの促進)

第13条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が困難であると判断した場合において、事業活動を行う場所以外の場所で実現した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入すること、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動を実施すること等により、その排出の量

の全部又は一部を埋め合わせることを（次項及び第3項において「カーボン・オフセット」という。）を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、カーボン・オフセットを行うに当たっては、道内で実現した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入するよう努めるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動については、道内において行うよう努めるものとする。

3 道は、事業者のカーボン・オフセットに対する理解及びその取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第6章の章名中「自動車使用」を「交通」に改める。

第18条第1項中「以下同じ。）（以下」を「」（以下」に、「以下「」を「次項及び第3項において「」に、「代えて、」を「代えて、バス、鉄道その他の」に改め、同条第2項中「利用等」を「利用」に改め、同条第3項中「による」を「から排出される」に、「排出」を「量を削減し、」に改める。

第19条中「を最小限度に抑制する」を「の量を削減する」に改める。

第20条の見出し中「アイドリング・ストップ等」を「アイドリング・ストップ」に改め、同条第1項中「を抑制する」を「の量を削減する」に、「以下」を「次項から第4項までにおいて」に改め、同条第2項中「、地球温暖化対策指針に基づき」を削り、同条第3項中「以下」の次に「この条及び第50条において」を加え、「当該駐車場」を「当該特定駐車場」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（次世代自動車の使用等）

第20条の2 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、温室効果ガスを排出しない自動車又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車（次項においてこれらを「次世代自動車」という。）を購入し、又は使用するよう努めるものとする。

2 道は、次世代自動車（温室効果ガスを排出しない自動車に限る。）を使用しようとする者に対し、その動力源として再生可能エネルギー源により発電された電気が使用されるよう、情報の提供を行うものとする。

第21条の見出しを「（自動車販売事業者等による地球温暖化防止性能情報の説明）」に改め、同条第1項中「「新車」を「この項において「新車」に、「事業

者（以下」を「事業者（第50条において）」に改め、同条第3項を削り、第6章中同条の次に次の1条を加える。

（物資の輸送を請け負う事業者による輸送の合理化）

第21条の2 物資の輸送を請け負う事業者は、物資の輸送等に伴い自動車等から排出される温室効果ガスの量の削減を図るため、配送の共同化その他の輸送の合理化に努めるものとする。

第6章を第4章とする。

第7章の章名中「係る」を「関する」に改める。

第22条中「（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。次条において同じ。）」を削り、「単に」を「この条及び次条において単に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 道は、機械器具を販売する事業者と連携し、機械器具を購入し、又は使用しようとする事業者及び道民に対し、温室効果ガスの排出の量が少ない機械器具の普及の促進を図るために必要な情報の提供を行うものとする。

第23条第1項中「（以下」を「（以下この条において）」に、「当該特定機械機器を一の営業所において規則で定める台数以上陳列するものに限る。以下」を「第50条において）」に、「次項」を「以下この条」に、「表示しなければ」を「表示し、又は特定機械器具を購入する者に対し、省エネルギー性能情報を説明しなければ」に改め、同条第2項を削る。

第7章を第5章とする。

第24条の見出し中「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条中「次条第3項」を「次項、次条第1項及び第25条第3項」に、「地球温暖化の防止」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条に次の3項を加える。

2 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）は、新築等に係る建築物の設計を行う場合には、建築物に係るエネルギーの使用の抑制に関する理解の促進を図るため、当該建築物に関する工事の請負契約の注文者に対し、情報の提供に努めるものとする。

3 建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する情

報の提供に努めるものとする。

4 道は、建築関連事業者と連携して、本道の地域特性に応じて建築物に係るエネルギーの使用が抑制された建築物の普及の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(建築物における地域材の利用の促進等)

第24条の2 建築物の新築等を行おうとする者は、温室効果ガスの排出の量の削減等その他の環境への負荷の低減に資するよう、建築物における地域材（北海道森林づくり条例（平成14年北海道条例第4号）第13条第2項に規定する地域材をいう。次項、次条第2項第5号及び第32条において同じ。）の利用に努めるものとする。

2 道は、自ら整備する建築物における地域材の利用に努めるとともに、木造建築物の普及、建築物における木材の利用に関する情報の提供、木造建築物の設計又は施工に関する知識及び技能を有する人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

第25条の見出しを「(建築物環境配慮計画書の作成等)」に改め、同条第1項中「、地球温暖化対策指針に基づき」を削り、「地球温暖化の防止」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第1号中「(以下この項において「特定建築物」という。）」を削り、同項第3号から第5号までを削り、同条第2項第1号中「並びに」を「及び」に、「及び代表者」を「並びに代表者」に改め、同項中第5号を第7号とし、同項第4号中「、空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用」を削り、「地球温暖化防止」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 再生可能エネルギーの導入のための措置

(5) 地域材の利用の有無

第27条の見出し中「建築物環境配慮計画」を「建築物環境配慮計画書」に改め、同条中「知事は、」の次に「第25条第1項若しくは第3項の規定による」を加え、「第25条第4項」を「同条第4項」に、「これ」を「これら」に改め、第8章中同条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第27条の2 この章（第24条第1項及び第24条の2を除く。）の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第18条各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

第8章を第6章とする。

第28条第2項を次のように改める。

2 道は、地域の再生可能エネルギー源を利用して得られた再生可能エネルギーについて、当該地域においてその利用が促進されるよう、地域における取組への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第28条第3項中「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「関し、」を「おいて、積極的な」に改める。

第29条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条第1項中「事業者のうち規則で定める者（以下「特定エネルギー供給事業者」という。）」を「小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。以下この項、次項及び第31条第2項において同じ。）」に改め、同項第1号中「特定エネルギー供給事業者」を「小売電気事業者」に、「並びに」を「及び」に、「及び代表者」を「並びに代表者」に改め、同条第2項中「特定エネルギー供給事業者」を「小売電気事業者」に改める。

第30条中「知事が」を「規則で」に改める。

第31条の見出しを「(再生可能エネルギー計画書等の公表等)」に改め、同条中「これ」を「これら」に改め、同条に次の1項を加える。

2 小売電気事業者は、再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、他の事業者及び道民に対し、再生可能エネルギー源により発電された電気の量その他の必要な情報の提供に努めるものとする。

第9章を第7章とする。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 温室効果ガスの吸収作用及び固定作用の保全等

第32条に見出しとして「(森林の整備の推進等)」を付し、同条第1項を次のように改める。

道は、森林の整備の推進及び保全の確保を図るとともに、地域材の利用を促進するものとする。

第32条第2項中「の持つ」を「が有する」に、「情報提供」を「情報の提供」に、「措置を講ずるよう努める」を「必要な措置を講ずる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 事業者及び道民は、森林の整備の推進及び保全の確保並びに地域材の利用の促進に係る道が実施する取組に協力するよう努めるものとする。

第11章を削る。

第10章中第32条の次に次の2条を加える。

(藻場等の保全等)

第33条 道は、温室効果ガスの吸収作用及び固定作用を有する藻場、干潟等の保全等の取組を推進するよう努めるものとする。

2 道は、藻場、干潟等が有する温室効果ガスの吸収作用及び固定作用に関する情報の収集を行うとともに、事業者及び道民に対し、当該情報の提供を行うものとする。

(自然の生態系の保全等)

第34条 道は、温室効果ガスの吸収作用及び固定作用を有する森林、藻場、干潟、湿地等の保全等のため、自然の生態系の保全及び適正な管理に努めるものとする。

第12章を削る。

第44条を第54条とし、第43条を第53条とし、第42条を第52条とする。

第41条第1号中「第13条第1項若しくは第4項、第14条」を「第14条第1項若しくは第3項、第15条」に、「、第29条第1項」を「又は第29条第1項」に改め、同条第3号中「第23条第1項」を「第23条」に、「表示」を「表示若しくは説明」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「第25条第2項第4号」を「第25条第2項第6号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「報告又は」を「報告若しくは」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第51条とする。

第40条中「第13条第1項又は第3項」を「第14条第1項」に改め、同条を第50条とする。

第39条中「地球温暖化の防止を図るための」を「ゼロカーボン北海道の実現に向けた」に改め、同条を第49条とする。

第38条中「地球温暖化の防止を図るための取組に」を「ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を」に、「取り組む」を「実施する」に改め、同条を第48条とし、第13章中同条の前に次の1条を加える。

(財政上の措置)

第47条 道は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第10章を第8章とし、同章の次に次の4章を加える。

第9章 気候変動適応に関する施策

(気候変動適応に関する施策の推進)

第35条 道は、地域の特性を踏まえ、気候変動適応に関する施策を推進するものとする。

(北海道気候変動適応センター)

第36条 道は、道内における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、北海道気候変動適応センターを設置し、及び運営する。

第10章 ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等

(ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興)

第37条 道は、ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興を図るため、事業化及び事業者の当該産業への参入の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(製品又はサービスの開発等)

第38条 事業者は、温室効果ガスの排出の量が少ない、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する製品又はサービスの開発、販売又は提供を行うよう努めるものとする。

2 道は、前項に規定する製品及びサービスの普及を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第11章 ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等

(ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に対する理解の促進)

第39条 道は、事業者及び道民がそれぞれ実施するゼロカーボン北海道の実現に向けた取組について、相互の理解を深めるため、ゼロカーボン北海道の実現に

に向けた取組に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関し、その従業員の理解を深めるため、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(北海道クールアース・デイ)

第40条 地球温暖化対策の重要性を再認識し、地球温暖化の防止に向けた道民の理解と意識の高揚を図る機会とするため、毎年7月7日を北海道クールアース・デイと定める。

- 2 道は、北海道クールアース・デイ及びこれに近接する期間に、事業者及び道民の地球温暖化についての関心及び理解を深め、並びに地球温暖化の防止のための行動を促すための取組を集中的に行うものとする。

- 3 道民は、前項の取組に自主的かつ積極的に参加するよう努めるものとする。

第12章 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の転換

(道民の温室効果ガスの排出の量の削減等の取組)

第41条 道は、道民が日常生活における温室効果ガスの排出の量を把握し、その排出の量に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等の取組を実施することができるよう、温室効果ガスの排出の量の把握の方法その他の自主的な取組の促進に資する情報の提供を行うものとする。

- 2 事業者及び民間団体は、前項の温室効果ガスの排出の量の削減等の取組を実施する道民に対し、積極的に支援するよう努めるものとする。

(行事、催し物等におけるゼロカーボンの実現に資する取組の促進)

第42条 事業者及び道民は、行事、催し物等の開催に当たっては、企画の段階から開催後までの段階において、ゼロカーボンの実現に配慮するよう努めるものとする。

- 2 行事、催し物等に参加する事業者、道民及び観光旅行者等は、当該行事、催し物等の主催者が実施するゼロカーボンの実現に資する取組に協力するよう努めるものとする。

- 3 道は、行事、催し物等における当該行事、催し物等の主催者が実施するゼロカーボンの実現に資する取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置

を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第43条 事業者及び道民は、輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、農林水産物の積極的な地産地消に努めるものとする。

2 道は、北海道以外の地域からの農林水産物の輸送に係る温室効果ガスの排出の量の削減に貢献するため、食品若しくは木製品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者及び道民による積極的な地産地消を促進するよう努めるものとする。

(環境物品等の購入等の促進)

第44条 事業者及び道民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。）を選択するよう努めるものとする。

(廃棄物の発生の抑制等)

第45条 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）の処理に伴い排出される温室効果ガスの量の削減を図るため、事業者は廃棄物の発生の抑制、使用済物品の再使用又は再生利用に、道民及び観光旅行者等は廃棄物の発生の抑制、使用済物品の再使用又は市町村が行う分別回収への協力に努めるものとする。

(冷暖房時の温度等)

第46条 事業者、道民及び観光旅行者等は、その活動する場所において冷暖房設備を使用するときは適切な温度に保つよう努めるとともに、事業者は、その従業員が勤務中において当該適切な温度に応じた衣服を着用することができるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第23条の改正規定、第25条第2項の改正規定及び第41条の改正規定（同条第1号中「第13条第1項若しくは第4項、第14条」を「第14条第1項若しくは第3項、第15条」に、

「、第29条第1項」を「又は第29条第1項」に改める部分、同条第8号中「報告又は」を「報告若しくは」に改める部分及び同条を第51条とする部分を除く。）は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道地球温暖化防止対策条例（以下「旧条例」という。）第8条第1項の規定により定められている地球温暖化対策推進計画は、この条例による改正後の北海道地球温暖化防止対策条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定により定められたゼロカーボン北海道推進計画とみなす。
- 3 新条例第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に提出される同条第1項に規定する事業者温室効果ガス削減等計画書について適用し、同日前に提出された旧条例第13条第1項に規定する事業者温室効果ガス削減等計画書に記載する事項については、なお従前の例による。
- 4 新条例第25条第1項に規定する建築物環境配慮計画書（工事着手の予定日が附則第1項ただし書に規定する日以後の建築物に係るものに限る。）については、同日前においても、同条第2項の規定の例により、同項に掲げる事項を記載して提出することができる。

説 明

地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現に資するよう、ゼロカーボン北海道の実現に関し、基本理念を定め、事業活動に伴い排出した温室効果ガスの量等に係る簡易報告制度を設ける等所要の改正を行うとともに、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 25 号 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表165の2の項中「1,800円」を「1,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 26 号 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「第97条の2第1項」を「第4条第1項又は第2項」に、「置く」を「置く市町以外の」に、「当該市町の建築主事の確認対象となる」を「同法第6条第1項第4号に掲げる」に改める。

別表第4中「滝川市 砂川市」を「砂川市」に、「七飯町 余市町」を「余市町」に、「釧路町 厚岸町 標茶町 弟子屈町」を「釧路町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の6の項の左欄に掲げる事務に係る北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）の規定により滝川市、七飯町、厚岸町、標茶町又は弟子屈町の長がした指示その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に北海道福祉のまちづくり条例の規定によりこれらの市町の長に対してなされた届出その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同条例の適用については、知事のした指示その他の行為又は知事に対してなされた届出その他の行為とみなす。

説 明

滝川市が建築基準法の特定行政庁でなくなること等に鑑み、北海道福祉のまちづくり条例に基づく事務を処理する市町について改正を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 27 号 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。次条第7項、第56条第2項及び第63条第4項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る。障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての

計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第55条の5中「第12条」の次に「及び第47条」を加える。

第56条第2項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に

併せて従事させることができる。

第63条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限って、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第71条中「第48条まで」を「第46条まで、第48条」に改める。

第81条の9及び第89条中「第42条」を「第41条の2、第41条の3第1項、第42条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第41条の2（新条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第41条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)
- 3 指定児童発達支援事業者（北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。以下同じ。）において新条例第41条の3第2項に規定する障害児の送迎を目的とした自動車（以下「自動車」という。）を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、指定児童発達支援事業者は、令和6年

3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同項に定める障害児の所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

- 4 前項の規定は、北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第55条の2に規定する共生型児童発達支援の事業、同条例第56条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業、同条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業及び同条例第79条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

説 明

国が定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、障害児の移動のために自動車を運行する場合に指定児童発達支援事業者が講ずべき措置等を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 28 号 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第105号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第58条中「第45条まで」を「第43条まで、第45条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第38条の2（新条例第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第38条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

説 明

国が定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、障害児の移動のために自動車を運行する場合に指定福祉型障害児入所施設が講ずべき措置等を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 29 号 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 3 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第8条中第6項を第8項とし、第2項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

- 3 認定こども園は、子どもの通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

第13条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項ただし書を削り、同項の次に次の1項を加える。

- 8 前項の規定は、保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員を兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第14条中第13項を第14項とし、第10項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、同条第9項中「前項本文」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項ただし書を削り、同項の次に次の1項を加える。

9 前項の規定は、第5項第2号から第4号まで及び第7号に掲げる設備については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備を兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）をいう。以下同じ。）においてこの条例による改正後の北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例第8条第3項に規定する子どもの通園を目的とした自動車（以下「自動車」という。）を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、認定こども園は、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

説 明

国が定める認定こども園に係る設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、子どもの移動のために自動車を運行する場合に認定こども園が講ずべき措置等を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 30 号 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び同条第2項」を「、第12条及び第13条第2項」に改める。

第6条の2の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等）」を付し、同条を次のように改める。

第12条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第14条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第82条に次の1項を加える。

10 第9条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。第88条第2項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第88条に次の1項を加える。

- 2 第9条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第101条第1項中「児童自立支援専門員養成所(以下この項において「養成所」)を「人材育成センター(第3号において「人材育成センター」)に改め、同項第3号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第6条の3(保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の規定の適用については、新条例第6条の3第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)
- 3 保育所及び児童発達支援センター(児童福祉法第43条に規定する児童発達支

援センターをいう。以下同じ。)において新条例第6条の4第2項に規定する児童の送迎を目的とした自動車(以下「自動車」という。)を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、保育所及び児童発達支援センターは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同項に定める児童の所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

説 明

国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、児童の移動のために自動車を運行する場合に児童福祉施設が講ずべき措置等を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 31 号 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中2の項を削り、1の3の項を2の項とし、4の項を削り、4の2の項を4の項とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 32 号 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例の一部を改正する条例案

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例の一部を改正する条例
北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例第108号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 33 号 北海道農政部手数料条例及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例案

北海道農政部手数料条例及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(北海道農政部手数料条例の一部改正)

第1条 北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表34の項のイを次のように改める。

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 畜舎等（農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省令第69号）第2条に規定する施設のうち同条第2号に掲げるもの（以下この項及び次項において「発酵槽等」という。）を除く。以下この項において同じ。） 次に掲げる当該申請に係る畜舎等の建築等に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が
3,000平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの
159,000円
 - b 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超え1万平方メートル
以内のもの 259,000
円
 - c 床面積の合計が1万
平方メートルを超え2
万平方メートル以内の
もの 371,000円
 - d 床面積の合計が2万
平方メートルを超え5
万平方メートル以内の
もの 515,000円
 - e 床面積の合計が5万
平方メートルを超える
もの 716,000円
- (イ) 発酵槽等 一の発酵槽
等につき15,000円

別表35の項第3欄を次のように改める。

ア 認定畜舎等の工事完了の
届出前の場合 次に掲げる
区分に応じ、それぞれ次に
定める金額（法第3条第3

項第4号に係る審査の事務を行わない場合にあっては、6,000円)

(ア) 認定畜舎等（発酵槽等を除く。イ(ア)において同じ。） 56,000円

(イ) 発酵槽等 一の発酵槽等につき11,000円

イ ア以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（法第3条第3項第4号に係る審査の事務を行わない場合にあっては、10,000円)

(ア) 認定畜舎等 次に掲げる当該申請に係る認定畜舎等の建築等（新築を除く。）に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、

それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が30平方メートル以内のもの
15,000円

b 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
21,000円

c 床面積の合計が100平方メートルを超え

200平方メートル以内
のもの 29,000円

d 床面積の合計が200
平方メートルを超え
500平方メートル以内
のもの 38,000円

e 床面積の合計が500
平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 60,000円

f 床面積の合計が
1,000平方メートルを
超え3,000平方メー
トル以内のもの 84,000
円

g 床面積の合計が
3,000平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの
159,000円

h 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超え1万平方メートル
以内のもの 259,000
円

i 床面積の合計が1万
平方メートルを超え2
万平方メートル以内の
もの 371,000円

j 床面積の合計が2万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 515,000円

k 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 716,000円

(イ) 発酵槽等 一の発酵槽等につき15,000円

(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条の規定による畜舎等」の次に「(発酵槽等を除く。以下同じ。)」を加える。

第8条を第11条とする。

第7条中「都市計画区域及び準都市計画区域内に建築等をする」を削り、同条に次の1項を加える。

2 畜産業用車庫の敷地の車両の出入口は、建築基準法施行条例第33条の規定に適合するものでなければならない。

第7条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第10条 第6条及び第7条の規定は、燃料を使用しない車両を格納する畜産業用車庫には、適用しない。

2 第6条、第7条、第8条第2項及び前条第2項の規定は、床面積の合計（第8条第2項及び前条第2項にあっては、同一敷地内に2以上の畜産業用車庫がある場合においては、その床面積の合計）が50平方メートル以下の畜産業用車庫には、適用しない。

3 前2条の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域には適用しない。

第6条中「都市計画区域及び準都市計画区域内に建築等をする」を削り、同条に次の1項を加える。

2 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫の敷地は、建築基準法施行条例第5条の規定に適合するものでなければならない。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(構造設備)

第6条 畜産業用車庫の構造設備は、建築基準法施行条例第35条第3項の規定に適合するものでなければならない。

(他の用途部分との区画)

第7条 畜舎等の一部に設けられた畜産業用車庫は、建築基準法施行条例第36条第1項(第1号及び第2号ただし書を除く。)の規定に適合するものでなければならない。

2 畜産業用車庫に接続して畜産経営又は家畜排せつ物の処理若しくは保管に関する執務又は作業(軽微なものに限る。)その他これらに類する目的のために使用する室がある場合は、当該室を当該畜産業用車庫の一部とみなして、前条及び前項の規定を適用することができる。この場合において、同条中「第35条第3項」とあるのは、「第35条第3項(第1号を除く。)」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則等の改正に鑑み、発酵槽等に係る畜舎建築利用計画の認定等の事務に係る手数料について定めるとともに、畜産業用車庫の敷地等に関する基準について、安全上又は防火上必要な制限を付加することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 34 号 北海道漁港管理条例の一部を改正する条例案

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表2の事項の表工作物の設置に係る占用の場合の部第1種電柱の項中「510円」を「570円」に、「561円」を「627円」に、「420円」を「480円」に、「462円」を「528円」に、「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に改め、同部第2種電柱の項中「790円」を「870円」に、「869円」を「957円」に、「650円」を「730円」に、「715円」を「803円」に、「580円」を「670円」に、「638円」を「737円」に改め、同部第3種電柱の項中「1,100円」を「1,200円」に、「1,210円」を「1,320円」に、「880円」を「990円」に、「968円」を「1,089円」に、「780円」を「900円」に、「858円」を「990円」に改め、同部第1種電話柱の項中「460円」を「510円」に、「506円」を「561円」に、「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に、「340円」を「390円」に、「374円」を「429円」に改め、同部第2種電話柱の項中「730円」を「810円」に、「803円」を「891円」に、「610円」を「680円」に、「671円」を「748円」に、「540円」を「620円」に、「594円」を「682円」に改め、同部第3種電話柱の項中「1,000円」を「1,100円」に、「1,100円」を「1,210円」に、「830円」を「940円」に、「913円」を「1,034円」に、「740円」を「850円」に、「814円」を「935円」に改め、同部その他の柱類の項中「46円」を「51円」に、「50円60銭」を「56円10銭」に、「38円」を「43円」に、「41円80銭」を「47円30銭」に、「34円」を「39円」に、「37円40銭」を「42円90銭」に改め、同部共架電線

その他上空に設ける線類の項中

3円	3円
	30銭

を

4円	4円
	40銭

に改め、同部

鉄塔の項中「910円」を「1,000円」に、「1,001円」を「1,100円」に、「760円」を「850円」に、「836円」を「935円」に、「680円」を「780円」に、「748

円」を「858円」に改め、同部管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円	23円 10銭	18円	19円 80銭	16円	17円 60銭
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円	33円	26円	28円 60銭	23円	25円 30銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円	49円 50銭	38円	41円 80銭	35円	38円 50銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円	67円 10銭	51円	56円 10銭	47円	51円 70銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円	100円 10銭	77円	84円 70銭	70円	77円
	外径が0.3メートル以上のもの		120円	132円	100円	110円	93円	102円 30銭

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

甲種漁港施設に係る占用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 35 号 北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例案

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年北海道条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表2の事項の表第1種電柱の項中「510円」を「570円」に、「561円」を「627円」に、「420円」を「480円」に、「462円」を「528円」に、「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に改め、同表第2種電柱の項中「790円」を「870円」に、「869円」を「957円」に、「650円」を「730円」に、「715円」を「803円」に、「580円」を「670円」に、「638円」を「737円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,100円」を「1,200円」に、「1,210円」を「1,320円」に、「880円」を「990円」に、「968円」を「1,089円」に、「780円」を「900円」に、「858円」を「990円」に改め、同表第1種電話柱の項中「460円」を「510円」に、「506円」を「561円」に、「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に、「340円」を「390円」に、「374円」を「429円」に改め、同表第2種電話柱の項中「730円」を「810円」に、「803円」を「891円」に、「610円」を「680円」に、「671円」を「748円」に、「540円」を「620円」に、「594円」を「682円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,000円」を「1,100円」に、「1,100円」を「1,210円」に、「830円」を「940円」に、「913円」を「1,034円」に、「740円」を「850円」に、「814円」を「935円」に改め、同表その他の柱類の項中「46円」を「51円」に、「50円60銭」を「56円10銭」に、「38円」を「43円」に、「41円80銭」を「47円30銭」に、「34円」を「39円」に、「37円40

銭」を「42円90銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中

3

円	3 円
4 円	4 円

30 銭

 を

40 銭

 に改め、同表鉄塔の項中「910円」を「1,000円」

に、「1,001円」を「1,100円」に、「760円」を「850円」に、「836円」を「935円」に、「680円」を「780円」に、「748円」を「858円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円	23円	18円	19円	16円	17円
				10銭		80銭		60銭
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円	33円	26円	28円	23円	25円
					60銭		30銭	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円	49円	38円	41円	35円	38円
				50銭		80銭		50銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円	67円	51円	56円	47円	51円
		10銭		10銭		70銭		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	91円	100円	77円	84円	70円	77円		
		10銭		70銭				
外径が0.3メートル以上のもの	120円	132円	100円	110円	93円	102円		
						30銭		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

漁港の区域内の水域及び公共空地に係る占用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 36 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の21の項の次に次のように加える。

21の2 建築基準法第52条 第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	機械室等に係る建築物の容積率の特例認定申請手数料	69,500円	認定申請のとき
--	--------------------------	---------	---------

別表第 1 の25の項の次に次のように加える。

25の2 建築基準法第55条 第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	第一種低層住居専用地域等内の建築物の高さの特例許可申請手数料	228,000円	許可申請のとき
--	--------------------------------	----------	---------

別表第 1 の26の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表の28の4の項の次に次のように加える。

28の5 建築基準法第58条 第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区内の建築物の高さの特例許可申請手数料	228,000円	許可申請のとき
--	------------------------	----------	---------

別表第 1 の68の項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。次項及び68の3の項において「改正法」という。）附則第2条第1

項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制に係る」に改め、同表の68の2の項中「宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく」を「改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制又は同条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる工事の規制に係る」に改め、同表の68の3の項中「宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定に基づく宅地造成等規制法」を「改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制又は同条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる工事の規制に係る改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の68の項から68の3の項までの改正規定は、同年5月26日から施行する。

説 明

建築基準法等の改正に鑑み、建築物の容積率に関する特例の認定等の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 37 号 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、(1)から(5)までを削り、同項(6)中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項中(6)を(1)とし、同項(7)中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同項中(7)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。

- | |
|----------------------------------|
| (3) 法第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定 |
| (4) 法第10条第4項の規定による宅地造成等工事規制区域の公示 |

別表第1の10の項中(8)から(10)までを削り、「(6)及び(7)」を「(1)及び(2)」に改め、同表の11の項中「宅地造成等規制法（）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（）」に改め、同項(1)中「第8条第1項本文」を「第12条第1項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同項(2)中「第10条第2項（法第12条第3項）」を「第14条第2項（法第16条第3項）」に、「宅地造成工事の許可」を「宅地造成等工事の許可証の交付」に改め、同項(3)中「第11条（法第12条第3項）」を「第15条第1項（法第16条第3項）」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同項(4)中「第12条第1項」を「第16条第1項」に、「第8条第3項」を「第12条第3項」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同項(5)中「第12条第2項」を「第16条第2項」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同項(6)中「第13条第1項」を「第17条第1項」に、「宅地造成工事」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事」に改め、同項(7)中「第14条第1項」を「第20条第1項」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同項(8)中「第14条第2項」を「第20条第2項」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同項(9)中「第14条第3項」を「第20条第3項」に、「宅地使用」を「土地使用」に改め、同項(10)中「第14条第4項」を

「第20条第4項」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同項(11)中「第14条第5項（法第17条第3項）」を「第20条第5項（法第23条第3項）」に、「第14条第2項」を「第20条第2項」に改め、同項(18)中「(17)」を「(18)」に改め、同項中(18)を(19)とし、同項(17)中「第8条第1項又は第12条第1項」を「第12条第1項又は第16条第1項」に改め、同項中(17)を(18)とし、同項(16)中「第19条」を「第25条」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同項中(16)を(17)とし、同項(15)中「第18条第1項」を「第24条第1項」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同項中(15)を(16)とし、同項(14)中「第17条第1項」を「第23条第1項」に改め、同項中(14)を(15)とし、同項(13)中「第16条第2項」を「第22条第2項」に改め、同項中(13)を(14)とし、同項(12)中「第15条第1項、第2項又は第3項」を「第21条第1項、第3項又は第4項」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同項中(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定により費用を工事主等又は土地所有者等に負担させること。

別表第1の15の2の項(1)中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制又は同条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる工事の規制に係るこの条例による改正前の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の11の項の左欄に掲げる事務は、同項の右欄に掲げる市町が処理することとする。

説 明

宅地造成等規制法等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 38 号 北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料			
		単 位	所 在 地		
			1 級地	2 級地	3 級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	570	480	430
	第2種電柱		870	730	670
	第3種電柱		1,200	990	900
	第1種電話柱		510	430	390
	第2種電話柱		810	680	620
	第3種電話柱		1,100	940	850
	その他の柱類		51	43	39
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートル につき1年	5	4	4
	地下に設ける電線その他の線 類		3	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	420	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	300	260	230
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	850	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	360	330
		表示面積1平方			

	広告塔		メートルにつき 1年	1,800	870	590
	その他のもの		占有面積1平方 メートルにつき 1年	1,000	850	780
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満の もの		長さ1メートル につき1年	21	18	16
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの			30	26	23
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの			45	38	35
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの			61	51	47
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの			91	77	70
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの			120	100	93
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの			210	180	160
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの			300	260	230
外径が1メートル以上のもの	610	510	470			
法第32条	自動 運 行	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による	長さ1メートル につき1年	3	3	2
		検知の対象と して設置する 導線その他の もの		10	9	8

第1項第3号に掲げる施設	補助施設	線類				
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	810	680
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510	430	390
		地下に設けるもの		300	260	230
その他のもの				1,000	850	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設				1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			900	430	290
	地下に設ける通路			540	260	180
	その他のもの			1,000	850	780
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	18	9	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	180	87	59
	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	87	59
			表示面積1平方			

政令第7条第1号に掲げる物件		その他のもの	メートルにつき 1年	1,800	870	590
	標識		1本につき1年	810	680	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18	9	6
		その他のもの	1本につき1月	180	87	59
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	18	9	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	180	87	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800	870	590
		その他のもの		900	430	290
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき	1,000	850	780
政令第7条第3号に掲げる施設			1年	Aに0.031を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき	180	87	59
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	100	85	78
トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの				Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額

政令第7条第8号に掲げる施設	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額		

占用面積1平方メートルにつき1年

建築物		額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.022を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

別表の備考第2号(2)中「及び」を「、倶知安町及び」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

道路法施行令の改正に鑑み、道が徴収する道路占用料の額の改定等を行うとともに、防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等に係る道路占用料の額について定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 39 号 河川法施行条例の一部を改正する条例案

河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表2の事項の表第1種電柱の項中「730円」を「800円」に、「803円」を「880円」に、「510円」を「570円」に、「561円」を「627円」に、「420円」を「480円」に、「462円」を「528円」に、「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に改め、同表第2種電柱の項中「1,100円」を「1,200円」に、「1,210円」を「1,320円」に、「790円」を「870円」に、「869円」を「957円」に、「650円」を「730円」に、「715円」を「803円」に、「580円」を「670円」に、「638円」を「737円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,500円」を「1,700円」に、「1,650円」を「1,870円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「1,210円」を「1,320円」に、「880円」を「990円」に、「968円」を「1,089円」に、「780円」を「900円」に、「858円」を「990円」に改め、同表第1種電話柱の項中「650円」を「710円」に、「715円」を「781円」に、「460円」を「510円」に、「506円」を「561円」に、「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に、「340円」を「390円」に、「374円」を「429円」に改め、同表第2種電話柱の項中「1,000円」を「1,100円」に、「1,100円」を「1,210円」に、「730円」を「810円」に、「803円」を「891円」に、「610円」を「680円」に、「671円」を「748円」に、「540円」を「620円」に、「594円」を「682円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,400円」を「1,600円」に、「1,540円」を「1,760円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,100円」を「1,210円」に、「830円」を「940円」に、「913円」を「1,034円」に、「740円」を「850円」に、「814円」を「935円」に改め、同表その他の柱類の項中「65円」を「71円」に、「71円50銭」を「78円10銭」に、「46円」を「51円」に、「50円60銭」を「56円10銭」に、「38円」を「43円」に、「41円80銭」を「47円30銭」に、「34円」を「39円」に、「37円40銭」を「42円90銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける

線類の項中

3 円	3 円
	30 銭

 を

4 円	4 円
	40 銭

 に改め、同表鉄塔の項中「1,300



円」を「1,400円」に、「1,430円」を「1,540円」に、「910円」を「1,000円」に、「1,001円」を「1,100円」に、「760円」を「850円」に、「836円」を「935円」に、「680円」を「780円」に、「748円」を「858円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30円	33円	21円	23円 10銭	18円	19円 80銭	16円	17円 60銭
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43円	47円 30銭	30円	33円	26円	28円 60銭	23円	25円 30銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64円	70円 40銭	45円	49円 50銭	38円	41円 80銭	35円	38円 50銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86円	94円 60銭	61円	67円 10銭	51円	56円 10銭	47円	51円 70銭
	外径が0.2		130円	143円	91円	100円	77円	84円	70円	77円

メートル 以上 0.3 メートル 未満のも の				10銭		70銭		
外径が0.3 メートル 以上のも の	170円	187円	120円	132円	100円	110円	93円	102円 30銭

別表2の事項の表の備考第4号(3)中「及び」を「、倶知安町及び」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

河川区域に係る占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 40 号 砂防法施行条例の一部を改正する条例案

砂防法施行条例の一部を改正する条例

砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1種電柱の項中「730円」を「800円」に、「803円」を「880円」に、「510円」を「570円」に、「561円」を「627円」に、「420円」を「480円」に、「462円」を「528円」に、「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に改め、同表第2種電柱の項中「1,100円」を「1,200円」に、「1,210円」を「1,320円」に、「790円」を「870円」に、「869円」を「957円」に、「650円」を「730円」に、「715円」を「803円」に、「580円」を「670円」に、「638円」を「737円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,500円」を「1,700円」に、「1,650円」を「1,870円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「1,210円」を「1,320円」に、「880円」を「990円」に、「968円」を「1,089円」に、「780円」を「900円」に、「858円」を「990円」に改め、同表第1種電話柱の項中「650円」を「710円」に、「715円」を「781円」に、「460円」を「510円」に、「506円」を「561円」に、「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に、「340円」を「390円」に、「374円」を「429円」に改め、同表第2種電話柱の項中「1,000円」を「1,100円」に、「1,100円」を「1,210円」に、「730円」を「810円」に、「803円」を「891円」に、「610円」を「680円」に、「671円」を「748円」に、「540円」を「620円」に、「594円」を「682円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,400円」を「1,600円」に、「1,540円」を「1,760円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,100円」を「1,210円」に、「830円」を「940円」に、「913円」を「1,034円」に、「740円」を「850円」に、「814円」を「935円」に改め、同表その他の柱類の項中「65円」を「71円」に、「71円50銭」を「78円10銭」に、「46円」を「51円」に、「50円60銭」を「56円10銭」に、「38円」を「43円」に、「41円80銭」を「47円30銭」に、「34円」を「39円」に、「37円40銭」を「42円90銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項

中

3円	3円
	30銭

 を

4円	4円
	40銭

 に改め、同表鉄塔の項中「1,300円」を



「1,400円」に、「1,430円」を「1,540円」に、「910円」を「1,000円」に、「1,001円」を「1,100円」に、「760円」を「850円」に、「836円」を「935円」に、「680円」を「780円」に、「748円」を「858円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30円	33円	21円	23円 10銭	18円	19円 80銭	16円	17円 60銭
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43円	47円 30銭	30円	33円	26円	28円 60銭	23円	25円 30銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64円	70円 40銭	45円	49円 50銭	38円	41円 80銭	35円	38円 50銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86円	94円 60銭	61円	67円 10銭	51円	56円 10銭	47円	51円 70銭
	外径が0.2		130円	143円	91円	100円	77円	84円	70円	77円

メートル 以上0.3 メートル 未満のも の				10 銭		70 銭		
外径が0.3 メートル 以上のも の	170円	187円	120円	132円	100円	110円	93 円	102円 30 銭

別表の備考第3号(3)中「及び」を「、倶知安町及び」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

砂防設備に係る占用料の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 41 号 北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海岸占用料等徴収条例（平成12年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表第1種電柱の項中「510円」を「570円」に、「561円」を「627円」に、「420円」を「480円」に、「462円」を「528円」に、「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に改め、同表第2種電柱の項中「790円」を「870円」に、「869円」を「957円」に、「650円」を「730円」に、「715円」を「803円」に、「580円」を「670円」に、「638円」を「737円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,100円」を「1,200円」に、「1,210円」を「1,320円」に、「880円」を「990円」に、「968円」を「1,089円」に、「780円」を「900円」に、「858円」を「990円」に改め、同表第1種電話柱の項中「460円」を「510円」に、「506円」を「561円」に、「380円」を「430円」に、「418円」を「473円」に、「340円」を「390円」に、「374円」を「429円」に改め、同表第2種電話柱の項中「730円」を「810円」に、「803円」を「891円」に、「610円」を「680円」に、「671円」を「748円」に、「540円」を「620円」に、「594円」を「682円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,000円」を「1,100円」に、「1,100円」を「1,210円」に、「830円」を「940円」に、「913円」を「1,034円」に、「740円」を「850円」に、「814円」を「935円」に改め、同表その他の柱類の項中「46円」を「51円」に、「50円60銭」を「56円10銭」に、「38円」を「43円」に、「41円80銭」を「47円30銭」に、「34円」を「39円」に、「37円40

銭」を「42円90銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中

3

円 3円 30銭 を 4円 4円 40銭 に改め、同表鉄塔の項中「910円」を「1,000円」



に、「1,001円」を「1,100円」に、「760円」を「850円」に、「836円」を「935円」に、「680円」を「780円」に、「748円」を「858円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	21円	23円	18円	19円	16円	17円
				10銭		80銭		60銭
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円	33円	26円	28円	23円	25円
					60銭		30銭	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円	49円	38円	41円	35円	38円
				50銭		80銭		50銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円	67円	51円	56円	47円	51円
				10銭		10銭		70銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円	100円	77円	84円	70円	77円
				10銭		70銭		
	外径が0.3メートル以上		120円	132円	100円	110円	93円	102円
								30銭

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用料の額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 42 号 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき設けられる法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（政令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。）に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文及び第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第1の3の1の事項中「300円」を「350円」に、「330円」を「380円」に改め、同表の2の事項中「1,050円」を「1,150円」に、

1メートル1年につき

70円	を	1メートル1年につき	80円	に、	「770円」	を	「850円」
-----	---	------------	-----	----	--------	---	--------

に、「150円」を「170円」に、「380円」を「420円」に、「310円」を「340円」に、「60円」を「70円」に、「190円」を「210円」に改め、同事項の表に次のように加える。

社会福祉施設	1平方メートル1年につき	850円
自転車駐車場		
地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	1平方メートル1月につき	70円

別表第1の3の3の事項中「30円」を「40円」に、「990円」を「1,170円」に、

1人1日につき	90円
---------	-----

を

1人1日につき	120円
---------	------

に、「60円」を「70円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

道立都市公園に係る公募対象公園施設の設置基準の特例を定めるとともに、使用料の額を改定し、社会福祉施設等に係る使用料について定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 43 号 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例案

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123
号）の一部を次のように改正する。

別表5の項(1)中「第10条」を「第11条」に、「博物館登録原簿への」を「博物
館の」に改め、同項(2)を次のように改める。

- (2) 法第13条第3項（法第18条第3項及び第19条第2項において準用す
る場合を含む。）の規定による博物館に関し学識経験を有する者の意
見の聴取

別表5の項(15)中「(14)」を「(20)」に改め、同項中(15)を(21)とし、(12)から(14)までを(18)
から(20)までとし、同項(11)中「第29条」を「第31条第1項」に改め、同項中(11)を(17)
とし、同項(10)中「第27条第2項（法第29条において準用する場合を含む。）」を
「第29条第2項」に改め、「又は博物館に相当する施設」を削り、同項中(10)を(16)
とし、同項(9)中「第27条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項中(9)を(15)と
し、同項(8)中「第15条第2項」を「第20条第2項」に、「抹消」を「抹消及びそ
の旨の公表」に改め、同項中(8)を(14)とし、同項(7)中「第15条第1項」を「第20条
第1項」に改め、同項中(7)を(13)とし、同項(6)中「第14条第2項」を「第19条第3
項」に、「の通知」を「をした旨の通知及び公表」に改め、同項中(6)を(12)とし、
同項(5)中「第14条第1項」を「第19条第1項」に改め、同項中(5)を(11)とし、同項
(4)中「第13条第2項」を「第15条第2項」に、「変更登録」を「変更登録及びそ
の旨の公表」に改め、同項中(4)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

- (7) 法第16条の規定による博物館の運営の状況に係る報告の受理
(8) 法第17条の規定による博物館の運営の状況に係る報告又は資料の提
出の要求
(9) 法第18条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告
(10) 法第18条第2項の規定による勧告に係る措置をとるべきことの命令

別表5の項(3)中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「登録事項等」を「登録事項」に改め、同項中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

- | |
|--|
| (3) 法第14条第1項の規定による博物館登録原簿への記載 |
| (4) 法第14条第2項の規定による博物館の登録をした旨の通知及び博物館登録原簿に記載した事項の公表 |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、博物館法に基づく事務の一部を市町が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 44 号 博物館法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

博物館法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例(昭和24年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第2条」を「第2条第1項」に、「第29条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの」を「第31条第2項に規定する指定施設(同条第1項第1号に定めるものに限る。)」に改める。

(北海道立美術館協議会条例の一部改正)

第2条 北海道立美術館協議会条例(昭和42年北海道条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」を「第23条第1項」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和30年北海道条例第77号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第2条又は第29条に規定するもの」を「第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

(北海道暴力団の排除の推進に関する条例の一部改正)

第4条 北海道暴力団の排除の推進に関する条例(平成22年北海道条例第57号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第4号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

博物館法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 45 号 北海道立教育研究所条例の一部を改正する条例案

北海道立教育研究所条例の一部を改正する条例

北海道立教育研究所条例（昭和32年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

道立教育研究所の附属施設を廃止することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 46 号 北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の52の8の項の次に次のように加える。

52の9 道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可申請手数料	79,200円	許可申請のとき
52の10 道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料	78,500円	変更許可申請のとき

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

道路交通法の改正に鑑み、特定自動運行の許可等の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。